2024年度
第３回業務委員会
資料№1-1

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第36回）審議概要

Ⅰ　日　時　2024年7月29日（木）　15:00～16:30

Ⅱ　場　所　対面＋オンライン会議

Ⅲ　出席者

＜委員＞

山内座長、男澤委員、木山委員、草薙委員(欠席)、小林委員、武田委員、橋本委員、原委員、平野委員、二村委員(欠席)、又吉委員、松村委員

＜オブザーバー＞

小野　透	一般社団法人 日本経済団体連合会 資源・エネルギー対策委員会　企画部会長代行
出口　尚平	東京電力エナジーパートナー株式会社　ガス事業部長
中島　俊朗	石油資源開発株式会社　取締役常務執行役員
伯田　有一郎	ENEOS株式会社　ガス事業部長
早川　光毅	一般社団法人 日本ガス協会　専務理事
木村　昭彦	電気事業連合会　理事・事務局長
山本　剛	株式会社INPEX 国内エネルギー事業本部 事業企画ﾕﾆｯﾄ ｼﾞｪﾈﾗﾙﾏﾈｰｼﾞｬｰ

＜経済産業省＞

福田ガス市場整備室長、 他

Ⅳ　議事次第

・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について
（ガスの小売事業に係る変更登録に関する事項）
・都市ガスのカーボンニュートラル化について
・ガス事業者による不適切事案への対応について

Ⅴ　議事概要

議題１　ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について
（ガスの小売事業に係る変更登録に関する事項）

電力・ガス取引監視等委員会において、電力・ガスのセット販売の促進という観点から、ガス事業の現状の課題認識について新規参入者を対象にヒアリングを行った。その中で**ガス小売事業の変更登録手続に係る懸念点（変更手続きを行うためには、予定日から２～３カ月のリードタイムが必要）が指摘**され、経済産業大臣に対し、本年２月に建議が行われた。

現行のガス事業法上では、小売事業者が需給に係る事項を変更しようとする場合には経済産業大臣の変更登録を受けることを原則としているが、供給能力の確保に実質的な影響を及ぼさない変更事項については「軽微な変更」として整理され、変更登録を要せず届出で対応することが可能となっている。

ガスシステム改革の趣旨から小売事業者間の競争の活性化を促進していくべきであり、過度な事業規制が競争の妨げになることは避けるべきとの考えから、**変更後の最大ガス需要が変更後の供給能力以下である場合については変更登録を受けることを要しない。**ただし、供給能力を超えて、大幅に需要を増加させる場合（２倍を超える場合）は、供給能力の確保に実質的な影響を及ぼしうる可能性があるため変更登録の対象とする等の改定を進めてはどうか。

委員から

事業者の規模の大小により変わるので、２倍かつ〇〇と２つの条件が本来と考える。しかし、条件を複雑にしないためにもこの案でよいのではないか。

＊この事務局の改定案は、多くの委員から了承された。

議題２　都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた新たな市場創出・利用拡大につながる適切な規則・制度の在り方について

１．背景

- 都市ガスのカーボンニュートラル化に向け、本格的な市場創出・利用拡大につなげるための適切な規制・制度の在り方について検討を実施。
- 第6次エネルギー基本計画においては、2030年には、既存インフラへ合成メタンを１％注入し、その他の手段と合わせてガスの５％をカーボンニュートラル化することとしている。
- 2030年の目標に向けては、早期に規制・制度措置を具体化し、実行に移すことが必要であり、①短期的（～2030年頃）な目標に向けて必要な規制・制度と、②中長期的（2030年頃～）なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度を分けて検討するとし、まずは短期的（～2030年頃）な目標に向けて必要な規制・制度について、既に導入されている仕組み（バイオガス導入促進策）を活用することを前提に、具体化を行った

２．短期的な目標に向けて必要な規制・制度

高度化法における目標設定

（１）目標となる対象ガスは現行のバイオガスに加え合成メタンを追加

（２）事業者の判断の基準となる目標（合成メタン・バイオガスの目標）

・2030年度において、各事業者の供給量の１％相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入

・カーボンニュートラル化の状況を踏まえ、効率的な経営の下において、合理的に利用可能な範囲において、各事業者の供給量の５％相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入。

（３）計画作成事業者

・前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が900億MJ以上の事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガスが対象）

（４）目標達成のための証書導入の必要性については検討

託送料金制度の活用

（１）算入可能額の算出方法

・ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については、託送料金原価に含めることを可能とする

（２）高度化法目標達成のために必要となる調達費まで計上可能

（３）環境価値の扱い

・その導入に係る費用を負担しているガス小売事業者に公平に分配

・分配された環境価値については、例えばカーボンニュートラルなガスの割合を小売供給の特性とするメニューにおいて、特定の需要家向けに用いることを可能とする

（４）託送料金の改定

・算入可能額については、調達者たるガス小売事業者が経産大臣の承認を得る

・託送料金の改定に当たっては、算入可能額のみを審査する変分改定

３．中期的なカーボンニュートラル化に向けて

主な意見

- 中長期的には全国で公平に負担する制度への移行を見据えていただきたい
- 都市ガス事業に関わる全ての事業者が前向きに取り組む必要
- 一気に全事業者というのは難しいので、事業者の規模に応じて段階的に広げていく
- 証書を使うことが必要
- E-methaneを持ってくる事業者のモチベーションが高まるような制度設計

今後の検討方針

- 短期的な目標に向けた規制・制度については、2030年の目標達成に向け、事業者の予見可能性の確保に配慮し、必要となる時期までに適切な手当を行う。

- 中長期的なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度については、今後のエネルギー基本計画の改定に向けた議論などを踏まえつつ、特定の事業者のみならず、全国の都市ガス事業者により、日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進するという視点から検討を行う。

オブザーバーから

- 事業者が2025年度に調達投資判断を予定しているため、今年度をめどに規定の具体化をお願いしたい。また、地方事業者、製造設備を持つ新規参入者も含めすべての都市ガス事業者にインセンティブが働くような制度もお願いしたい。

議題３　ガス事業者による不適切事案への対応について

経済産業省が東邦瓦斯と中部電力ミライズに対し業務改善命令を行った。大口都市ガスの受注調整を長期にわたり頻繁に行っていた案件が複数確認された。不適切な行為を発見して投影する、社内の自浄作用が発揮されていたとは評価できないこともあり、今後１年間、４カ月に１度の頻度で改善計画の実施状況を電力・ガス取引監視等委員会及び資源エネルギー庁に報告することとなった。

以上

経済産業省

2024年度
第３回業務委員会
資料№1-2

ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（ガスの小売事業に係る変更登録に関する事項）

２０２４年７月

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 電力・ガス取引監視等委員会において、小売電気事業における市場環境の変化や、小売電気事業者の不適切事案などを踏まえ、**電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置のあり方**について議論されている。
- 上記に関連して、**電力・ガスのセット販売の促進という観点**から、**ガス事業の現状の課題認識について新規参入者を対象に行ったヒアリング**結果が昨年10月30日の第90回制度設計専門会合において紹介され、そのヒアリングにおいて、**ガス小売事業の変更登録手続に係る懸念点が指摘**された。
- 当該ヒアリングや委員会における議論を踏まえ、**経済産業大臣に対し、本年2月に建議が行われた**。
- 本日は、こうした建議を踏まえ、**ガスの小売事業に係る変更登録に関する事項**について御議論いただきたい。

【参考】電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（建議）

経済産業大臣に対する建議事項（令和6年2月27日）

１．　（略）

２．ガス小売事業に係る変更登録に関する事項

ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第７条第１項のガス小売事業に係る変更登録について、別紙を踏まえ、最大ガス需要値の増加に合わせて、ガスの供給能力として見込まれる値を増加させる場合など、ガス小売事業を営むに当たり支障が無いと考えられる場合は、変更登録を受けることを要しないものとするなどの対応を行うこと。

３　（略）

４．需要家に対する丁寧な情報提供に向けた対応に関する事項「電力の小売営業に関する指針」及び「ガスの小売営業に関する指針」について、別紙を踏まえ、以下の対応を行うこと。←　第72回電ガ小委で議論済（令和６年３月29日）

■ 新規に小売供給契約を締結しようとするときのみならず、既に締結され ている小売供給契約を変更しようとするときにおいても、十分な説明を行わないことが、説明義務に違反する「問題となる行為」であることを 明記すること。

■ 例えば、以下の場合は、小売供給契約を変更しようとするときの「問題となる行為」に該当する旨を明記すること。

➢ 需要家に対して、電子メールや携帯電話のショートメッセージサー ビス（SMS）等を送信する方法で契約変更の内容を通知する際、当該電子メール等で、具体的な変更内容に一切触れず、事業者のホームページ等へのリンクのみを掲載する場合。

➢ 需要家への電子メール等で、契約変更の内容を簡潔に記載しつつ、 事業者のホームページ等へのリンクを掲載していたとしても、リンク先のホームページ等において、変更内容に係る具体的な記載や資料の掲載等が無い場合

【参考】付加価値の高い提案を実行しやすくするための対応

第90回 制度設計専門会合
資料3を一部加工

- **追加ヒアリング**では、ガス事業を実施する上での課題の一つとして、**ガス小売事業に係る変更登録**が挙げられた。
- 現在、**最大ガス需要やガスの供給能力を、ガス小売事業の登録時から変更する場合**には、予め経済産業大臣の変更登録（※）を受けるという運用がなされている。
- そのため、事業者は、変更予定日から2～3ヶ月程度のリードタイムを確保して、変更登録手続きに対応している。
- しかし、この変更登録手続きに対応するため、例えば、**想定以上の需要獲得が見込まれた場合**、手続きを終える間は**新規需要獲得の営業をストップ**したり、**既存の大口案件の稼働抑制を要請することも社内検討**した事例があったとのことであった。
- 今後、電気とガスのセット販売などを通じて、**域外進出が活発化した場合**、最大ガス需要などが柔軟に変化することが想定されるところ、**変更登録手続きが営業活動へのブレーキなどに繋がることは避けるべき**と考えられる。
- そのため、例えば、**最大ガス需要の増加に合わせて、ガスの供給能力も増加する場合**など、**ガス事業を行う上で支障が無いと考えられる場合**については、**変更登録の対象外として、届出とするなどの対応**が考えられるのではないか。ただし、**需要家への配慮の観点**から、**大幅に需要が増加する場合**などは、事業実施体制や苦情処理体制の適切性を確認するため、**引き続き、変更登録の対象**とすることが考えられる。

※ ガス小売事業者が需要に見合った十分な供給能力を確保できるか否かを経済産業大臣が確認するため、ガス小売事業者が需給に係る事項を変更しようとする場合には、経済産業大臣の変更登録を受けることを原則とする一方、「軽微な変更」の場合には変更登録を要さず、事後届出が可能となっている。

小売変更登録について：対応方針（案）①

- 現行のガス事業法上では、小売事業者が需給に係る事項を変更しようとする場合には経済産業大臣の変更登録を受けることを原則としているが、**供給能力の確保に実質的な影響を及ぼさない変更事項については「軽微な変更」として整理され、変更登録を要せず**、**届出で対応することが可能**となっている。

- ガスシステム改革小委において、「軽微な変更」については下のとおり整理されており、運用のイメージは次ページのとおり。

- 電力・ガス取引監視等委員会の議論にあるように、ガスシステム改革の趣旨から小売事業者間の競争の活性化を促進していくべきであり、**過度な事業規制が競争の妨げになることは避けるべき**。

第２３回 ガスシステム改革小委員会事務局提出資料６より抜粋

変更登録が不要となる軽微な変更事項

①「あらかじめ登録を受けた需要がピークを迎える1時間における需要見込み」を減少させる場合
②「あらかじめ登録を受けた需要がピークを迎える1時間における需要見込み」を増加させる場合であって、これが、「あらかじめ登録を受けた同時間帯における供給能力の見込み」を下回るもの
③需要がピークを迎える1時間における「あらかじめ登録を受けた供給能力の見込み」を増加させる場合
④需要がピークを迎える1時間における「あらかじめ登録を受けた供給能力の見込み」を減少させる場合であって、これが、「あらかじめ登録を受けた需要がピークを迎える1時間における需要見込み」を上回るもの

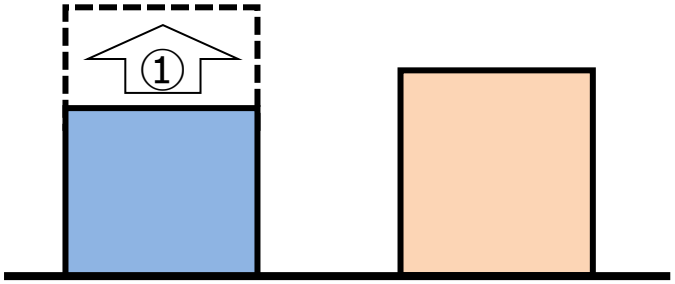
【参考】ガス小売事業の変更登録

第90回 制度設計専門会合
資料3より抜粋

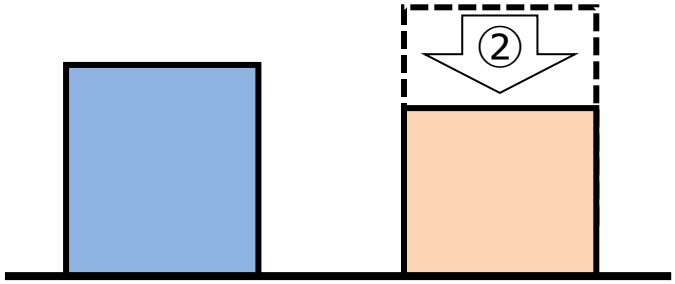
● ガス小売事業の変更登録について、現状の運用（イメージ）は以下のとおり。

■変更登録を受けるべき変更事項

①需要の見込みの増加であって、変更前の供給能力の見込みを上回るもの



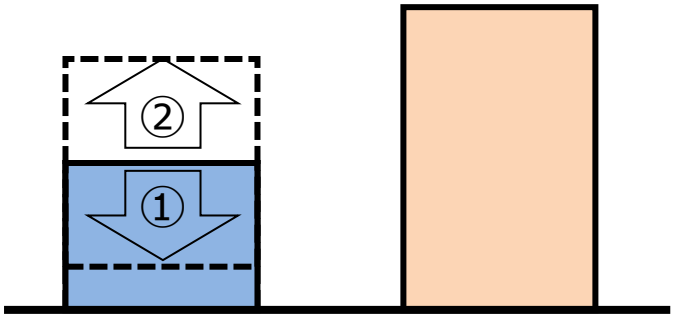
②供給能力の見込みの減少であって、変更前の需要の見込みを下回るもの



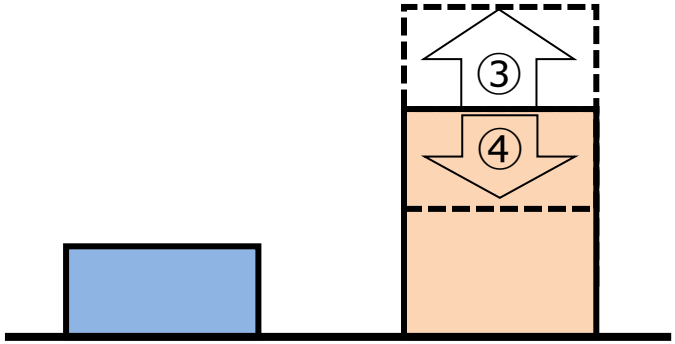
（注）上記のようなケースにおいては、いずれも需要の見込みが供給能力の見込みを上回ることから、**①については供給能力の見込みを増加させない限り、また、②については、需要の見込みを減少させない限り、変更登録は認められない**。

■変更登録が不要となる軽微な変更事項

①需要の見込みを減少させる場合
②需要の見込みを増加させる場合であって、変更前の供給能力の見込みを上回らないもの



③供給能力の見込みを増加させる場合
④供給能力の見込みを減少であって、変更前の需要の見込みを下回らない場合



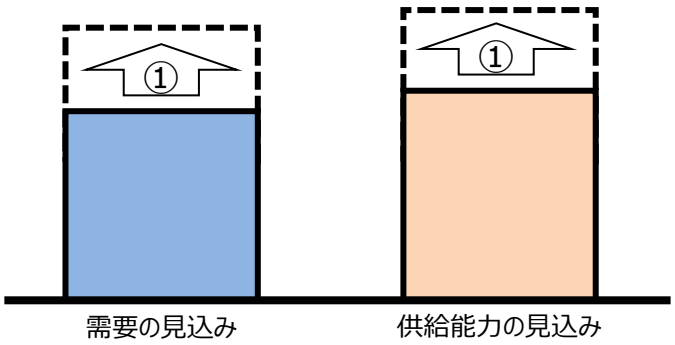
小売変更登録について：対応方針（案）②

- この度、電力・ガス取引監視等委員会の建議を踏まえ、原則、変更後の需要値と供給能力に着目することとし、**変更後の最大ガス需要が、変更後の供給能力以下である場合**については**変更登録を受けることを要しない**ものとしてはどうか。

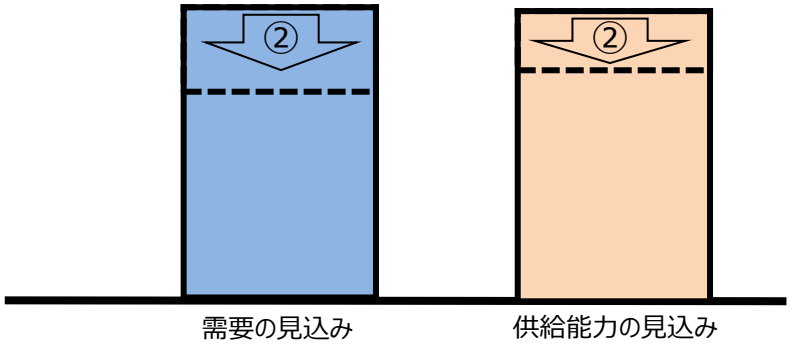
- ただし、従前事業者が確保していた供給能力を超えて、**大幅に需要を増加させる場合（２倍を超える場合）**は、**供給能力の確保に実質的な影響を及ぼしうる可能性があり**、特に、**需要家への配慮の観点**から、事業実施体制や苦情処理体制といった**事業者の体制整備の状況を確認することが望ましい**ため、**変更登録の対象**としてはどうか。

■変更登録が不要となる軽微な変更事項（案）

①需要の見込みの増加であって、合わせて供給能力の見込みを増加させ、かつ、変更後の供給能力の見込みを上回らない場合



②供給能力の見込みの減少であって、合わせて需要の見込みを減少させ、かつ、変更後の需要の見込みを下回らない場合

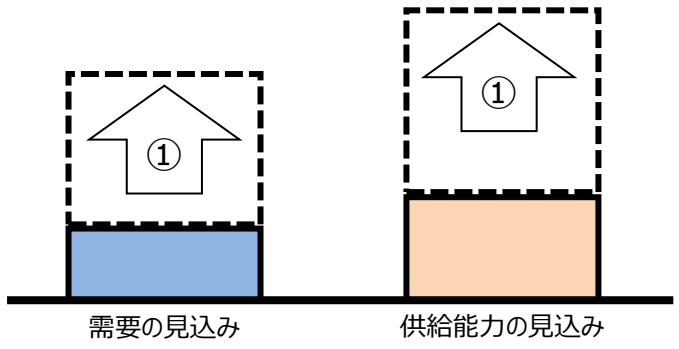


大幅に需要が変化する場合

- 従前事業者が確保していた供給能力を超えて、**大幅な需要増（２倍を超える場合）**については、その需要増加量に鑑みて、需要量に対応している**十分な供給能力を確保出来ているか（＝供給能力確保義務を履行しているか）否か**、特に、需要家への配慮の観点から、**事業実施体制や苦情処理体制といった事業者の体制整備の状況を事前に確認すべき**であり、**変更登録を受けるべき事項**としてはどうか。
- 一方で、**大幅な需要増（２倍を超える場合）以上の供給能力が変更前から確保されている場合**については、変更前から一定の体制が整備されていると考えられることから、変更登録が不要となる軽微な変更事項としてはどうか。（**現状の運用から変更無し**）
- また、**大幅な需要減の場合**については、変更後の供給能力の見込みが変更後の需要の見込みよりも上回っているのであれば、供給能力の確保に支障をきたす恐れや事業者の体制整備に影響を与える蓋然性は低いため、**軽微な変更としてはどうか**。

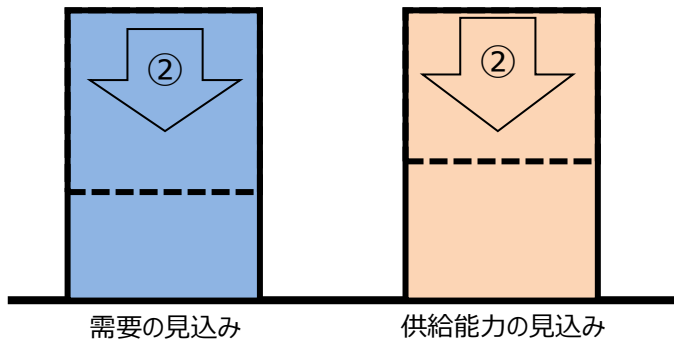
■変更登録を受けるべき変更事項（案）

①需要の見込みの大幅増加（２倍を超える）であって、合わせて供給能力の見込みを増加させる場合



■変更登録が不要となる軽微な変更事項（案）

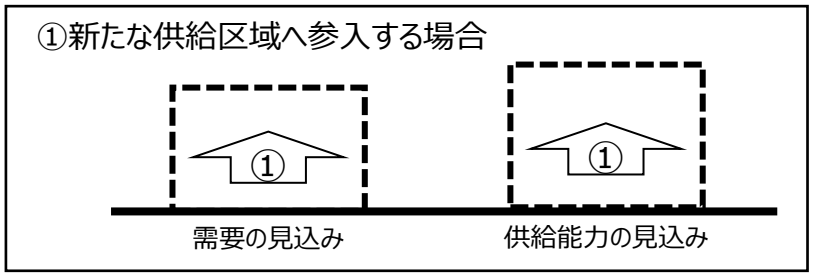
②供給能力の見込みの大幅減少であって、変更後の需要の見込みを下回らない場合



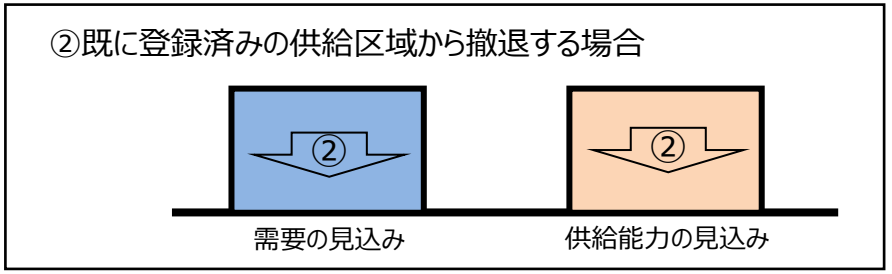
新たな供給区域に参入する場合

- 導管が全国で連結していないガス事業の性質を踏まえると、**需要にあった供給能力が確保されているか否かの判断は、供給区域毎に行うことが適当**。
- そのため、**新たな供給区域へ参入する場合**、**供給能力の確保という観点では、新規登録と実質的に同等となり得る**。
- 上記を踏まえ、**新たな供給区域に参入する場合については、変更登録を受けるべき事項とする**こととしてはどうか。
- 他方で、既に登録済みの供給区域から撤退する場合については、大幅な需要減と同等の整理で、軽微な変更としてはどうか。

■変更登録を受けるべき変更事項（案）



■変更登録が不要となる軽微な変更事項（案）

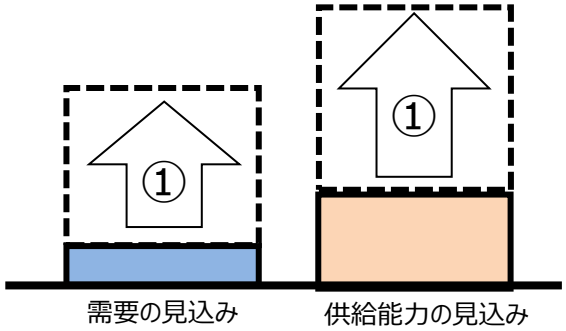


ガス小売事業の変更登録（改定案後）

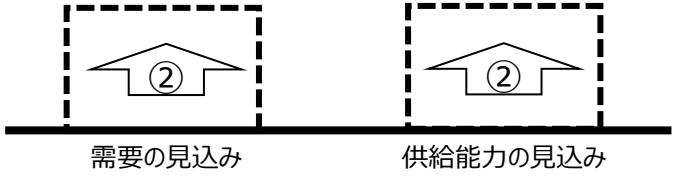
- ガス小売事業の変更登録について、改定案後の運用（イメージ）は以下のとおり。

■変更登録を受けるべき変更事項（案）

①需要の見込みが、従前確保していた供給能力以上で、
かつ大幅に増加(２倍を超えて)するもの

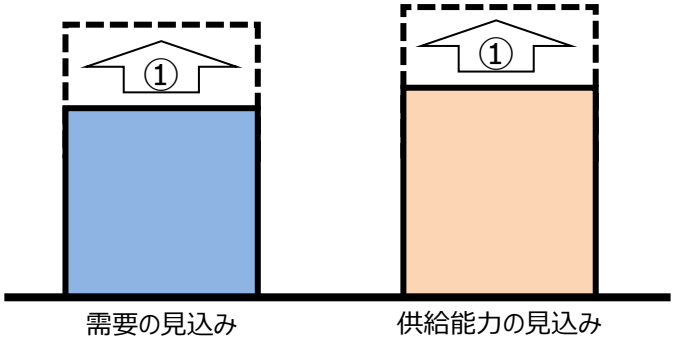


②新たな供給区域へ参入するもの

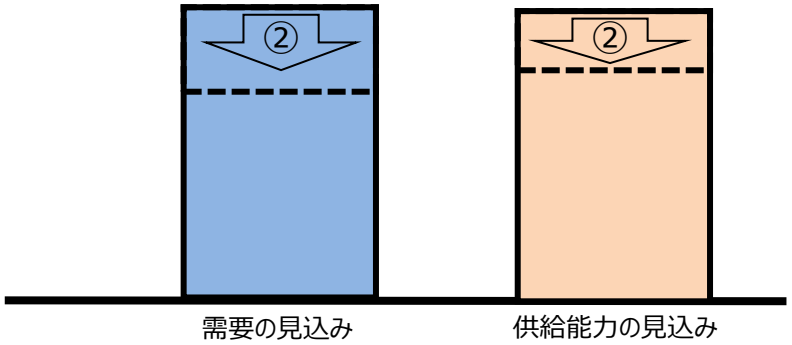


■変更登録が不要となる軽微な変更事項（案）

①需要の見込みの増加であって、合わせて供給能力の見込みを増加
させ、かつ、変更後の供給能力の見込みを上回らない場合



②供給能力の見込みの減少であって、合わせて需要の見込みを減少
させ、かつ、変更後の需要の見込みを下回らない場合



○経済産業省令第　　号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七条第一項の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　　名

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（軽微な変更） 第七条　法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、変更後の最大ガス需要として見込まれる値（変更がない場合にあっては直近ガス需要値をいい、次項第一号において「変更後最大ガス需要値」という。）が変更後の供給能力として見込まれる値（変更がない場合にあっては直近供給能力値をいう。）を超えない変更とする。 （削る） （削る） （削る）	（軽微な変更） 第七条　法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　変更後の最大ガス需要として見込まれる値（以下この項において「変更後最大ガス需要値」という。）が直近供給能力値未満であるもの 二　変更後の供給能力として見込まれる値が直近ガス需要値を超えるもの 三　供給地点の数の変更であつて、変更後最大

ガス需要値が直近供給能力値未満であるもの

（新設）

2　前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一　変更後最大ガス需要値が直近供給能力値を超えており、かつ、直近ガス需要値の二倍を超えるもの

二　法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により登録された小売供給を行おうとする地域（次号において単に「小売供給を行おうとする地域」という。）の数の増加を伴うもの

三　小売供給を行おうとする地域において、現に小売供給を行っていない場合であって、新たに小売供給を行おうとするもの

3　前二項において「直近ガス需要値」とは、直近の法第五条第一項の規定により登録された最大ガス需要として見込まれる値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第五条第一項の規定により登録された供給能力として見込まれる値をいう。

2　前項において「直近ガス需要値」とは、直近の法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された最大ガス需要の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された供給能力の値をいう。

附　則

この省令は、令和六年十一月十五日から施行する。

経済産業省

2024年度
第３回業務委員会
資料№1-3

都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた新たな市場創出・利用拡大につながる適切な規制・制度の在り方について（案）

2024年７月

資源エネルギー庁

都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた新たな市場創出・利用拡大につながる適切な規制・制度の在り方について（概要）

背景

- ✓ **都市ガスのカーボンニュートラル化に向け**、2023年11月以降、**本格的な市場創出・利用拡大につなげるための適切な規制・制度の在り方**について検討を実施
- ✓ **第6次エネルギー基本計画**においては、**2030年には、既存インフラへ合成メタンを１％注入し、その他の手段と合わせてガスの５％をカーボンニュートラル化**することとしている
- ✓ **2030年の目標に向けては、早期に規制・制度措置を具体化し、実行に移すことが必要**であり、**①短期的（～2030年頃）な目標に向けて必要な規制・制度**と、**②中長期的（2030年頃～）なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度**を分けて検討するとし、**まずは短期的（～2030年頃）な目標に向けて必要な規制・制度について、既に導入されている仕組み（バイオガス導入促進策）を活用することを前提に、具体化**を行った

短期的な目標に向けて必要な規制・制度（概要）

高度化法における目標設定

（１）目標となる対象ガスは現行の**バイオガスに加え合成メタンを追加**

（２）事業者の判断の基準となる目標（合成メタン・バイオガスの目標）

・2030年度において、各事業者の供給量の**１％相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入**

・カーボンニュートラル化の状況を踏まえ、効率的な経営の下において、合理的に利用可能な範囲において、各事業者の供給量の５％相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入

（３）計画作成事業者

・前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が900億MJ以上の事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガスが対象）

（４）目標達成のための証書導入の必要性については検討を継続

託送料金制度の活用

（１）算入可能額の算出方法

・ガス小売事業者間の公平な競争の環境を整備する観点から、ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については、託送料金原価に含めることを可能とする

（２）高度化法目標達成のために必要となる調達費まで計上可能

（３）環境価値の扱い

・その導入に係る費用を負担しているガス小売事業者に公平に分配

・分配された環境価値については、例えばカーボンニュートラルなガスの割合を小売供給の特性とするメニューにおいて、特定の需要家向けに用いることを可能とする

（４）託送料金の改定

・算入可能額については、調達者たるガス小売事業者が経産大臣の承認を得る

・託送料金の改定に当たっては、算入可能額のみを審査する変分改定

今後の対応

- ✓ **短期的な目標に向けた規制・制度については、2030年の目標達成に向け、事業者の予見可能性の確保に配慮し、必要となる時期までに適切な手当を行う**
- ✓ **中長期的なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度については**、今後のエネルギー基本計画の改定に向けた議論などを踏まえつつ、特定の事業者のみならず、**全国の都市ガス事業者により、日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進するという視点から検討を行う**

１．新たな市場創出・利用拡大につながる適切な規制・制度について

都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた新たな市場創出・利用拡大につながる適切な規制・制度について

1. 都市ガスのカーボンニュートラル化に向けては、その手段となる**合成メタンやバイオメタン等の本格的な市場創出・利用拡大**が必要であり、**規制・制度的措置を検討**することにより、**持続可能な形でカーボンニュートラル化のための投資が継続される環境の整備を図ることが必要**。

2. また、**適正な規制・制度**については、民間事業者のプロジェクトの進捗や、技術革新の進展、カーボンプライシング制度の検討状況等を踏まえ、**慎重に検討することが必要**である。

3. 一方で、**「第6次エネルギー基本計画」**に記載した**「2030年には、既存インフラへ合成メタンを1%注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化」を目指す上では、S＋３Eの原則の下、コストなどに十分配慮しながら、規制・制度的措置を具体化し、実行に移すための検討を行うことが必要**と考えられることから、

 ①短期的（～2030年頃）な目標に向けて必要な規制・制度と、**②中長期的（2030年頃～）なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度**を分けて、詳細を検討することとした。

短期的（～2030年頃）な目標に向けて必要な規制・制度について

短期的（～2030年頃）な目標に向けて必要な規制・制度については、**速やかに制度設計・導入することで、事業者の予見可能性を確保することが必要**であることから

①供給事業者に対する**供給量の確保の義務・目標**と、
②供給事業者の予見可能性を高める観点から、**価格差分の負担を適切に転嫁等することができる仕組み**

の組み合わせについては、**バイオガスの導入促進策として既に導入されている仕組みである①高度化法における目標設定と、②託送料金制度の活用を組み合わせることを前提に、詳細な検討を行った**。

-①**高度化法における目標設定**
・バイオガス以外の非化石エネルギーを高度化法の目標の対象とすることで、供給事業者に対して義務・目標を定め、供給量の確保を促す仕組みとする。

-②**託送料金制度の活用**
・バイオガスに加えて高度化法の目標の対象に加える非化石エネルギーに関しても、既存原料との価格差を託送料金原価に算入可能とすることで、供給事業者の予見可能性を確保する仕組みとする。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方

（１）高度化法における目標設定について

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（１）高度化法における目標設定について

現行の高度化法の規制内容

【①特定エネルギー供給事業者の判断の基準となる目標の対象ガスについて】

・バイオガス

※これまでガス事業において、利用可能な非化石エネルギー源についてはバイオガスのみであり、オンサイト利用が主であった。

【②特定エネルギー供給事業者の判断の基準となる目標値について】

・2018年（平成30年）において、供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガス（余剰バイオガス）の80%以上を利用すること

【③義務対象者について】

・特定エネルギー供給事業者：可燃性天然ガス製品の製造（第三者委託を含む）をして供給するガス小売事業者又は一般ガス導管事業者

・このうち計画作成事業者（判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるとき、必要な措置をとるべき旨の勧告等を行う対象）：
前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が900億メガジュール以上※の事業者

※計画作成事業者については、①大量のエネルギーを供給している事業者であること、②対象となる事業者によるエネルギー供給が、当該事業によるエネルギー供給の相当程度を占めるものであること、③投資負担に耐えられないような事業者は含めないこと　といった観点から検討を行い、900億メガジュールと設定。現在、該当するのは、東京ガス、大阪ガス及び東邦ガスの3社。

【④目標達成方法について】

・バイオガスの直接調達のみ

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（１）高度化法における目標設定について

【今後の検討方針】

①特定エネルギー供給事業者の判断の基準となる目標の対象ガスについて

これまでは利用可能な非化石エネルギー源についてはバイオガスのみであったが、「第６次エネルギー基本計画」に記載した「2030年には、既存インフラへ合成メタンを１%注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化」を目指し、大手ガス事業者も合成メタン導入に向けて海外プロジェクトの検討を進めていることから、**現行の対象となっているバイオガスに合成メタンを追加**することととする。

②特定エネルギー供給事業者の判断の基準となる目標について

「第６次エネルギー基本計画」に記載した「2030年には、既存インフラへ合成メタンを１%注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化」との目標とこれまでの議論を踏まえ、合成メタンとバイオガスを同等に扱うことで、**事業者が戦略的に調達することを促すよう、以下のような目標を設定する**。

１）ガス事業者は、2030年度において、各事業者の供給量の１%相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入するとともに、

２）各事業者におけるカーボンニュートラル化の状況を踏まえ、効率的な経営の下において、合理的に利用可能な範囲において、各事業者の供給量の５%相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入すること。

これに伴い、**高度化法第三条に基づく基本方針及び判断基準に定める実施方法等**についても必要な改定を行う。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（１）高度化法における目標設定について

【今後の検討方針】

③義務対象者について

日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進する観点から、都市ガスを製造して供給している事業者は合成メタンやバイオガスといった非化石エネルギーの導入に努めるべきであり、**引き続き、可燃性天然ガス製品の製造（第三者委託を含む）をして供給するガス小売事業者又は一般ガス導管事業者を特定エネルギー供給事業者として判断の基準となるべき事項を定める**。

さらに、計画作成事業者（判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるとき、必要な措置をとるべき旨の勧告等を行う対象）については、
１）大量のエネルギーを供給している事業者であること、
２）対象となる事業者によるエネルギー供給が、当該事業によるエネルギー供給の相当程度を占めるものであること、
３）投資負担に耐えられないような事業者は含めないこと
といったこれまでの考え方を踏まえると、引き続き、**前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が900億メガジュール以上の事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガスが対象）**とする。

なお、今回措置する**短期的な目標に向けた規制・制度については**、**2030年頃を一つの区切り**として、それ以降に向け、民間事業者のプロジェクトの進捗や、技術革新の進展、カーボンプライシング制度の検討状況等を踏まえ、**中長期的（2030年頃～）なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度の具体的な検討を進める**こととする。その際には、特定の事業者のみならず**全国の都市ガス事業者により、日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進するという視点から検討する**。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（１）高度化法における目標設定について

【今後の検討方針】

④目標達成方法（証書の位置づけ）について

計画作成事業者は大手３社に限定されるが、計画作成事業者以外の事業者が合成メタンやバイオガスを調達し、自らのネットワークに供給する取組を証書化し、計画作成事業者の目標達成に用いることができるようにすることで、計画作成事業者以外の事業者の取組を促進することができる可能性がある。

そのため、計画作成事業者以外の事業者の取組状況等を踏まえつつ、**証書導入の必要性について検討を継続する**。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について

現行のバイオガス導入に係る託送料金制度の内容

【①算入可能額の算出方法】

・バイオガス調達に係る費用は、LNG等の原料と比べて割高であり、**ガス小売事業者間の公平な競争環境を整備する観点**から、バイオガス調達に係る費用のうち、**ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については**、託送料金原価に含めることができるとしている。

・ガス事業託送供給約款料金算定規則では「ガス小売事業者の**バイオガス調達に係る契約等を踏まえて適正に算定した額から、**ガス小売事業者の**原料コストと製造コストを合計して得た額を減じた適正な見積額**」としている。

＜参考＞託送供給約款料金算定規則の制定前の算定式（＊）
バイオガス調達費＝バイオガスコストa－（原料コストb＋製造コストc）

（＊）電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

【②上限について】

・これまでの電力・ガス取引監視等委員会の査定方針では、高度化法に基づく告示（判断基準）において、供給区域内で発生する**余剰バイオガスの80%以上を利用することが目標とされていることから、各事業者の算定において80%を上回る部分は託送料金原価から減額すべき**とされている。

【③環境価値の扱い】

・バイオガス調達費を託送料金に算入した場合は、**温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）において、託送料金を負担する各小売事業者の販売ガス量の割合に応じて、バイオガス量が按分**され、**各小売事業者の調整後排出係数の計算において反映**できる。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について

【今後の検討方針】

【①算入可能額の算出方法】

これまで高度化法の目標が設定されていたバイオガスについては、**ガスの一般的な調達費用よりも割高**となることから、同一ネットワーク内の**ガス小売事業者間の公平な競争環境を整備するため**、ガスの一般的な調達費用よりも**割高となる費用**については、**託送料金原価に含めることができるとしていた**。

今回、都市ガスのカーボンニュートラル化を進めるため、**高度化法の目標の対象ガスに合成メタンを加え**、合成メタン又はバイオガスの利用に係る目標を新たに設定するにあたり、**合成メタンについても**、これまでのバイオガスと一体的に扱うべく、**同一ネットワーク内のガス小売事業者間の公平な競争環境を整備するため**、**ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については、託送料金原価に含めることができる**こととする。

その際、**算入可能額**については、**ガス小売事業者のバイオガス又は合成メタン調達に係る契約等を踏まえて適正に算定した額から、ガス小売事業者の原料コストと製造コストを合計して得た額を減じた適正な見積額**とする。

また、**事業者の予見可能性確保の観点から、算入可能額の算定にあたり計上することができる具体的な費用については、別途明確化**する。また、明確化の際には、事業者が調達するバイオガス又は合成メタンのプロジェクトの状況や、公平な競争環境を整備することにも配慮することが必要。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について

【今後の検討方針】

【②上限額について】

バイオガス調達費の託送料金への原価算入制度については、高度化法の告示（判断基準）に規定された目標達成に向けて必要な調達を行う際、ガス小売事業者間の公平な競争環境を整備することが目的となっている。したがって、これまでの運用では、高度化法の目標を上回る部分は、託送料金原価から減額すべきとされている。

前述するように、「第６次エネルギー基本計画」に記載した「2030年には、既存インフラへ合成メタンを１%注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化」を踏まえ、高度化法目標を、

１）ガス事業者は、2030年度において、各事業者の供給量の１%相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入するとともに、

２）各事業者におけるカーボンニュートラル化の状況を踏まえ、効率的な経営の下において、合理的に利用可能な範囲において、各事業者の供給量の５%相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入すること。

とした場合、この**目標達成のために必要となる調達費まで計上**することができることとする。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について

【今後の検討方針】

【③環境価値の扱い】

上述のように、本制度は託送料金制度によりネットワーク内の都市ガスの小売事業者に対し、非化石エネルギー導入に係る追加的な費用を広く求めることから、その**非化石エネルギーに係る環境価値については、託送料金制度によりその導入に係る費用を負担している小売事業者に公平に分配される仕組みとする**（※１）。

（※１） 例えば、合成メタン又はバイオガスを調達する事業者は、自らの販売量の1%を調達し、ネットワークの導管に注入することになる。その結果、その価値については、ネットワーク内の小売事業者に公平に分配されることになるため、調達してきた小売事業者は販売量の1%に相当する価値は提供できないことになる。

その上で、需要家のカーボンニュートラル化のニーズに応えるため、ネットワークにより**小売事業者間で分配された合成メタン及びバイオガスの環境価値については、現行では需要家に等しく移転することとされているが、例えば「合成メタンを一定割合含むメニュー」など、カーボンニュートラルなガスの割合を小売供給の特性とするメニューを作成して、小売事業者が特定の需要家向けに用いることができること**とする。（※２）

その際、例えば、環境価値が無いにも関わらずあたかも環境価値があるように販売するといった、**需要家に誤認を与えるような表示方法を「問題となる行為」として小売ガイドライン（※３）に規定するなど、問題となる行為を指針等により明文化する**。

さらに、合成メタン・バイオガスの環境価値をさらに高めるため、**小売事業者の間で環境価値を移転する証書の仕組みを導入することについても今後検討**する。

（※２）CO2排出係数の具体的な算定方法は、温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会にて別途検討することが適当

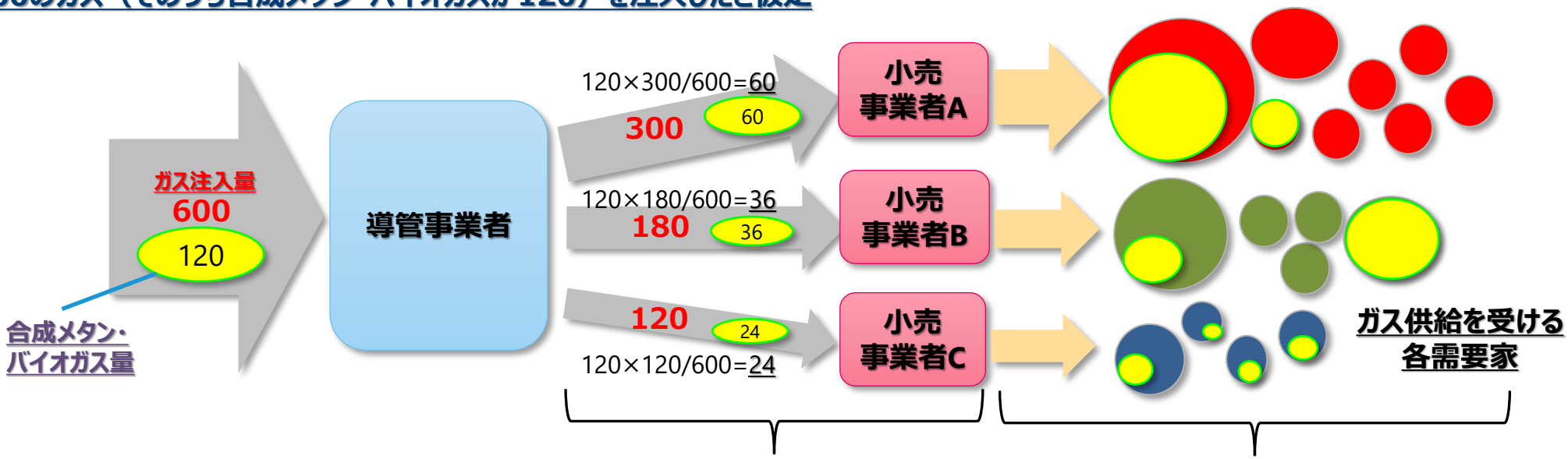
（※３）ガスの小売営業に関する指針（経済産業省）

（参考）調達費を託送料金原価に算入した合成メタン・バイオガスの環境価値の扱い

- ネットワークにより小売事業者間で分配された合成メタン及びバイオガスの環境価値については、例えば「合成メタンを一定割合含むメニュー」など、**カーボンニュートラルなガスの割合を小売供給の特性とするメニューを作成して、小売事業者が特定の需要家向けに用いることができる**こととする。

【考え方】

600のガス（そのうち合成メタン・バイオガスが120）を注入したと仮定



ネットワーク内の**小売事業者の販売量に応じて**、**導管事業者を通じて小売事業者に合成メタン・バイオガスの環境価値が分配**される。

メニューを作成して、小売事業者が特定の需要家向けに用いることができる。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について
【今後の検討方針】

【④託送料金の改定の手続について】

●算入可能額の妥当性・透明性の確保について

１．算入可能額の妥当性

・託送料金の仕組みを利用して算入可能とする費用については、その算定ルールを省令等で定めた上で、**額の妥当性を確保するため**、**どのような費用をどれだけ算入可能とする必要があるか、あらかじめ調達者であるガス小売事業者が経済産業大臣の承認を得ることとする**。

２．透明性の確保

・**ガス小売事業者に対し、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）から情報提供を受けた費用の内容について**、指針等により、例えば、請求書への記載やウェブサイトへの閲覧を可能とすることなどの方法により、**消費者に明示するよう求めることとする**。

●変分改定について

合成メタンやバイオガスの調達費は、高度化法目標達成等のために**ガス小売事業者が**①**合成メタンやバイオガスの調達を行い**、②当該調達費を**経済産業大臣に申請・承認を受けること等により、託送料金制度を利用してネットワーク内のガス小売事業者間で公平に負担することができる**こととするものである。

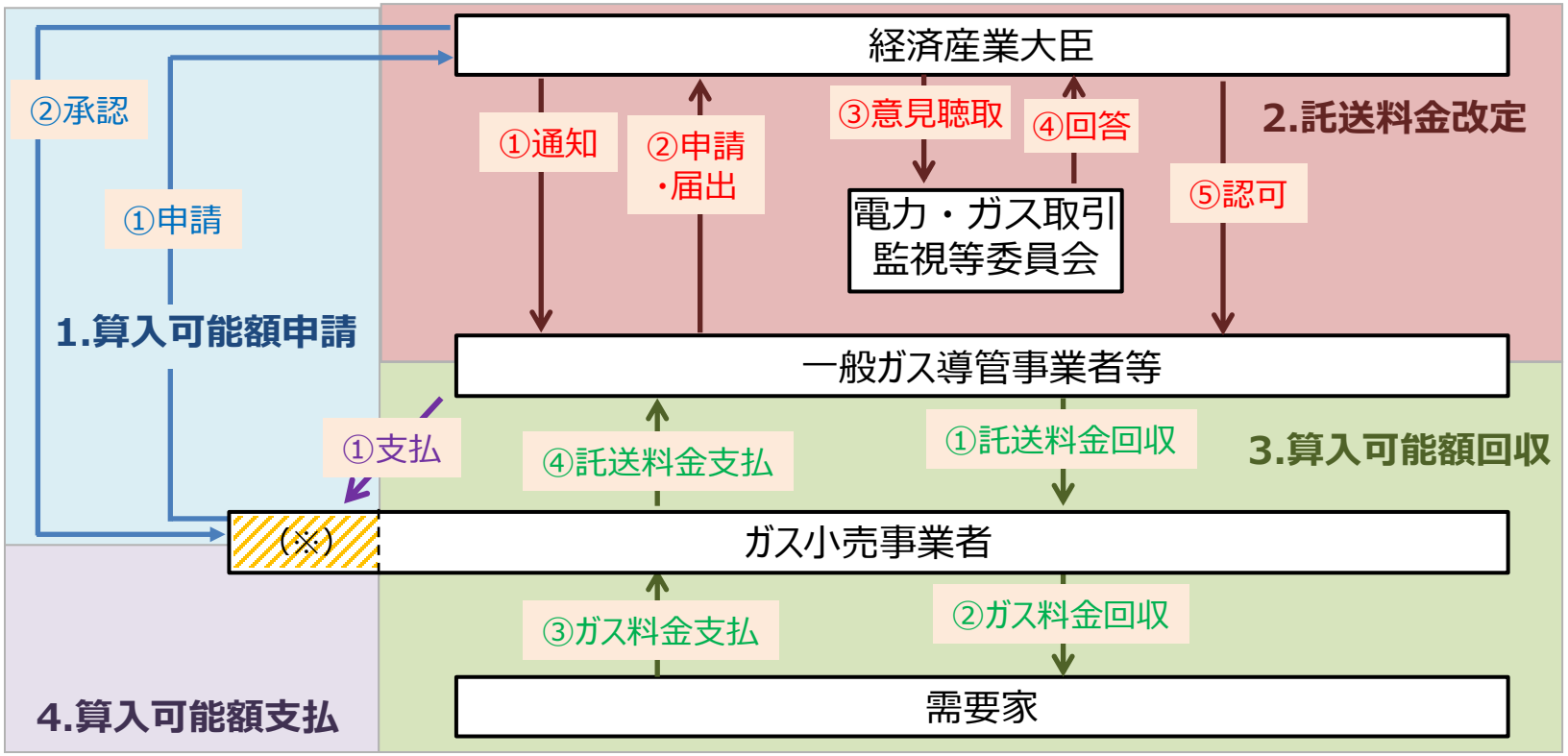
当該調達費に係る一般ガス導管事業者等による託送料金の改定は、上記のとおり**ガス小売事業者に端を発するものであり、一般ガス導管事業者等にとっては外生的な要因**であると言える。

このため、合成メタンやバイオガスの調達費の変動額を基に託送料金を変更しようとする場合には、総原価の洗い替えを行うことは必ずしも求めず、**変更後の合成メタンやバイオガスの算入可能額のみを審査する変分改定を認めることとする**（省令等に規定）。

※同様の考え方により、事業者間精算額についても変分改定が認められている。

託送料金の仕組みを利用したスキーム（全体像）

1. 託送料金制度を利用した算入可能額の申請・大臣承認 【ガス小売事業者（※） ⇔ 経済産業大臣】
2. 算入可能額の通知と通知された算入可能額を織り込んだ託送料金の改定（変分改定とする）
 【一般ガス導管事業者等 ⇔ 経済産業大臣 ⇔ 電力・ガス取引監視等委員会】
3. ガス料金・託送料金としての算入可能額の回収 【一般ガス導管事業者等 ⇔ ガス小売事業者 ⇔ 需要家】
4. 算入可能額の支払 【一般ガス導管事業者等 ⇒ ガス小売事業者（※） 】



（※）調達事業者であるガス小売事業者

３．中長期的なカーボンニュートラル化に向けて

３．中長期的なカーボンニュートラル化に向けて

【いただいた主な御意見】

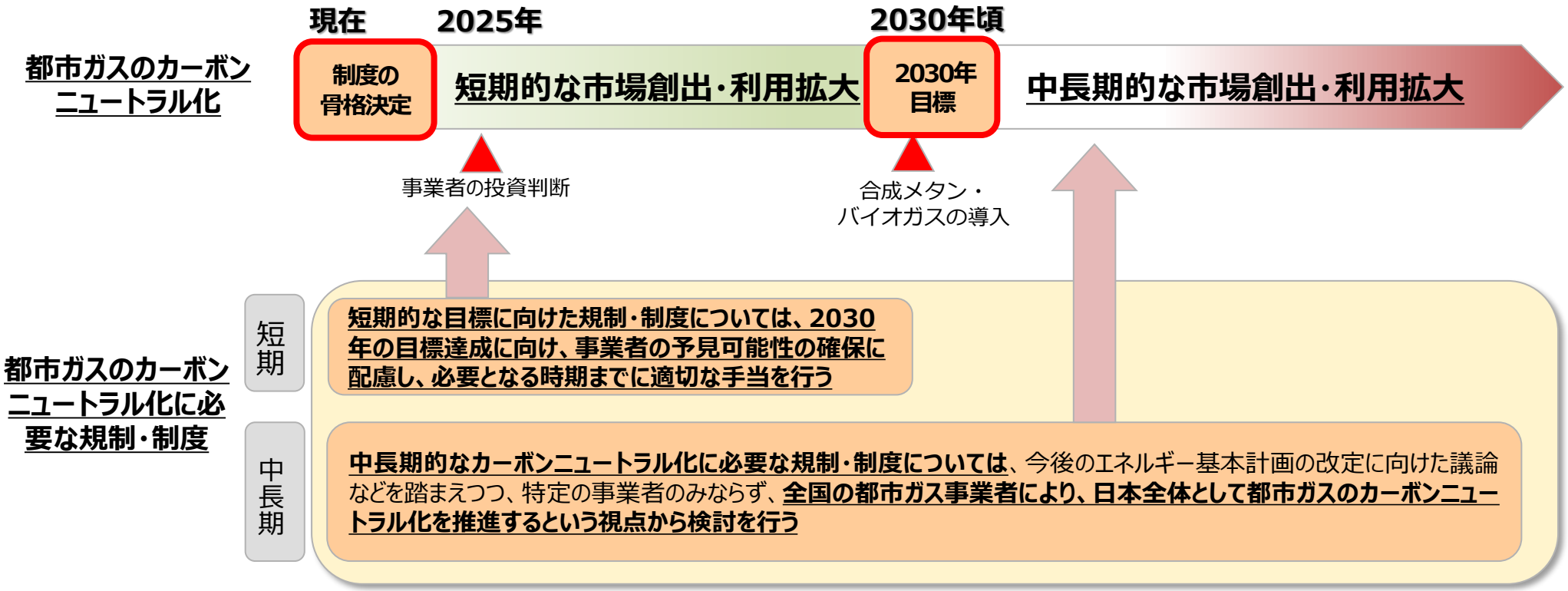
１）託送料金制度は導入量が増えるに伴い、地域間、事業者間でコスト負担の偏在性が高まり、その導入促進が阻害されるおそれがあるので、**中長期的には全国で公平に負担する制度への移行を見据えていただきたい**。
２）将来のあるべき姿を実現するためには、**都市ガス事業に関わる全ての事業者が前向きに取り組む必要**がある。中長期的な制度の検討にあたっては、**全国で取組を推進し、コストを全国大で負担する制度の検討**をお願いしたい。
３）2030年までは大手三社を対象とし導入できることを示すべきであり、**2030年以降は利用拡大を図っていくため、一気に全事業者というのは難しいので、事業者の規模に応じて段階的に広げていくとか、できる事業者からやっていくような制度を作るべき**。
４）証書の活用などを通じ、**地方のガス事業者を含めて、経済合理的に目標達成に向けて取り組める制度を検討することが重要**。
５）導入量が増えたとき、ガス小売事業者が調達しようというインセンティブを持つということを考えると、**託送料金制度を利用した回収の方法ではなく、証書のような形の方が有効ではないか**。
６）**全国一律**という格好にすれば、**e-methaneもバイオガスも入れられないエリアも当然ある**ので、**証書を使うことが必然**的になり、証書を使うという議論が進展。
７）**環境価値**というのは、**供給事業者が証書などで需要家に販売できるような形にするのがよい**と思う。
８）電力の**RPS制度**では、**目標とする年次の目標量の実現に向けて毎年の目標を設定**することとなっていた。このように目標年に向けて、**長期的な視点で戦略構築を促すことができる仕組み**が望ましい。
９）（目標を）達成できないところについては、**未達成分については協力金を払うということで義務を果たしたということに暫定的にして、集まったお金は超過達成した企業に超過達成分に比例して支払うというやり方もあり得る**。
10）市場での利用の加速の視点が必要。**いかに早く2050年の目標に近づけていくかという促進の制度もあるべき**。できれば、2040年には達成するといった、**事業者が供給促進の利点を考えやすい制度を導入するべき**。
11）2030年以降にカーボンフリーの燃料の普及促進につながるような制度づくりが必要。将来コストが下がりやすい、コスト改善ができやすいような仕組みを持っている企業、スキルアップがしやすい、供給量が増大しやすいような仕組みを持っている企業を支援する制度が必要。
12）**e-methaneを持ってくる事業者のモチベーションが高まるような制度設計**によりなっていく方が良いのではないか。

【今後の検討方針】

まずは短期的に必要となる規制・制度について、これまでいただいたご意見を踏まえて各種規定に具体化することとし、さらに今後のエネルギー基本計画の改定に向けた議論などを踏まえつつ、中長期的なカーボンニュートラル化に向けて必要となる規制・制度の検討を行うこととする。

今後のスケジュールについて

- **短期的な目標に向けた規制・制度については、2030年の目標達成に向け、事業者の予見可能性の確保に配慮し、必要となる時期までに適切な手当**を行う。
- **中長期的なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度については**、今後のエネルギー基本計画の改定に向けた議論などを踏まえつつ、特定の事業者のみならず、**全国の都市ガス事業者により、日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進するという視点から検討**を行う。



2024年度
第３回業務委員会
資料№1-4

News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

2024 年 7 月 26 日

ガス事業法に基づく業務改善命令を行いました

本日、経済産業省は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対して業務改善命令を行いました。

１．概要

本年 6 月 24 日付けで、ガスの適正な取引の確保を図る観点から、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）から経済産業大臣に対し、東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対して、ガス事業法第 20 条第 1 項の規定に基づく業務改善命令を行うよう勧告が行われました。

この勧告を受け、当省としてガス事業法に基づく業務改善命令を行う必要があると判断し、同月 27 日付けで、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、業務改善命令に係る弁明の機会を付与し、同法第 30 条の規定に基づき、命令の対象となる各事業者に対し書面で通知を行いました。

各社からの弁明等を踏まえた上で、当省として、業務改善命令を行う必要があると判断したため、ガス事業法第 177 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本年 7 月 23 日付けで委員会への意見の聴取を行っておりましたが、同月 24 日付けで当該命令について実施することに異存はない旨の回答があったため、本日別紙のとおり業務改善命令を行いました。

２．関連条文

ガス事業法

（業務改善命令）

第二十条　経済産業大臣は、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス小売事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

２・３　（略）

（本発表資料のお問合せ先）
資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　福田
担当者：白石、谷本
電話：03-3501-1511(内線　4751)

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長　小川
担当者：武智、田中
電話：03-3501-1511(内線　4731)
メール：bzl-koho-dengabu-seisakuka[★]meti.go.jp
※[★]を[@]に置き換えてください。

別紙

各社宛命令理由・命令内容

○東邦瓦斯株式会社

１．処分の理由

電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）において、ガス事業法第１８９条第２項の規定により委任された同法第１７１条第１項の規定による権限に基づく報告徴収により貴社及び中部電力ミライズ株式会社（以下「中電ミライズ」という。）に対して求めた報告により把握した内容によれば以下の事実が認められた。

（ガス事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度）

- 経済産業省は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）違反の成否について何らかの認定を行うものではないが、公正取引委員会が中電ミライズ等に対して行った排除措置命令等において、中電ミライズ（2020 年 3 月 31 日以前は中部電力株式会社。以下同じ。）及び貴社が不当な取引制限の行為者として認定されたこと自体、ガス事業の健全な発達に対する信頼を著しく損なうものといえる。
- 貴社は、部長級の職員等が、中電ミライズとの間で情報交換等を長期にわたり頻繁に行い、その中で、両社の受注意向や応札価格水準等を確認し合ったり、受注予定者を決定したりする情報交換等を行っていた案件が複数確認された。
- 旧一般ガス事業者（ガスの小売全面自由化前において一般ガス事業者であったガス小売事業者及びそのガス小売事業者の地位を承継した事業者をいう。以下同じ。）は、ガス自由化以前には許可制による実質的な地域独占制が認められており、ガスの小売全面自由化がなされた後も依然として各々のエリアにおいて高いシェアを有する者であることに加え、旧一般電気事業者（電力の小売全面自由化前において一般電気事業者であった小売電気事業者及びその小売電気事業者の地位を承継した事業者をいう。以下同じ。）は、都市ガスの原料である LNG の主要な保有者であり、都市ガスの小売供給において旧一般ガス事業者に対抗しうる能力を持ちうる者であることに鑑みれば、旧一般ガス事業者と旧一般電気事業者が、長期にわたり頻繁に情報交換等を行い、その中で、両社の受注意向や応札価格水準等を確認し合ったり、受注予定者を決定したりする情報交換等を行ってきたことは、個別の案件について独占禁止法違反に該当するか否かに関わらず、ガス小売事業に係る適正な競争に対する信頼を著しく害し、ガス事業の健全な発達に極めて大きな支障を及ぼしたと認められる。
- 貴社は、中電ミライズとの間で現に受注予定者を決定したりするなどの行為を行っていたことも確認されていることから、ガス料金の高止まりを発生させることによって、需要家の利益に直接的な被害を生じさせた可能性

が高い。

（行為の不健全性・故意性・過失の程度、組織性・計画性の有無）

・　貴社と中電ミライズとの間において、長期にわたり頻繁に情報交換等が行われていたところ、貴社においては、その多くが部長等によって行われていたことが確認されており、かつ、そうした情報交換等は、偶発的なものではなく事前に打合せの機会を調整するなどの準備がなされているものも多い。
・　必ずしも全てではないが、情報交換等の結果や対応方針等について、メールや議事録等といった形で執行役員を含む社内での情報共有が図られている場合があったことも確認された。
・　こうした事実を踏まえれば、行為の不健全性や計画性が高く、かつ、組織的な対応が行われていたものと認められる。

（法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制）

・　本件は、長期にわたり不適切な行為が継続して行われていたものであり、その間に社内において監査や内部通報等により是正されたことは確認できないことや、本件について公正取引委員会の調査開始前に課徴金減免申請を行ったのが、家庭用の都市ガス料金等及び卒 FIT 価格に関する事案につき公正取引委員会から立入検査を受けた後であることを踏まえれば、不適切な行為を発見して統制する社内の自浄作用が発揮されていたとは評価できない。
・　貴社は、本件の発覚前から、役職員向けに独占禁止法に関する研修等を実施してきていたところであるが、そうした取組の効果は十分でなかったと言わざるを得ず、長期に渡る不適切な行為を発見・統制できなかった点に鑑みれば、法令等遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分であったものと認められる。

（経営者の法令等遵守に関する認識）

・　本件では、中電ミライズとの間の情報交換等の結果や対応方針等について、メールや議事録等といった形で執行役員を含む社内での情報共有が図られている場合があったことも確認されていることなどからすれば、当時の貴社における経営層の法令等遵守に関する意識は極めて低かったものと認められる。

２．命令の内容

（１）他のガス小売事業者と共同して不当な取引制限（独占禁止法第２条第６項に定める不当な取引制限をいう。）及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他のガス小売事業者との間でガス料金（見積額及び応札額を含む。）又は営業方針（受注意向を含む。）に関する情報交換を行わないこと。

（２）今後、上記（１）の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改

善計画」という。）を策定の上、事案の内容及び発生原因とともに社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、８月２３日（金）までに書面で報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。

- 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
- 競争関係にある他のガス小売事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講じること（当該ルールに違反した場合の取扱いを定めることを含む。）。
- 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。
- ガス小売事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他のガス小売事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
- 継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとすること。
- 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リニエンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。

（３）今後１年間、４か月に１度の頻度で、上記（２）の改善計画の実施状況について委員会及び資源エネルギー庁に報告すること。

（４）今後、委員会又は資源エネルギー庁が上記（２）の改善計画及びその実施状況について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。

○中部電力ミライズ株式会社

１．処分の理由

電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）において、ガス事業法第１８９条第２項の規定により委任された同法第１７１条第１項の規定による権限に基づく報告徴収により貴社及び東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）に対して求めた報告により把握した内容によれば以下の事実が認められた。

（ガス事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度）

・ 経済産業省は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）違反の成否について何らかの認定を行うものではないが、公正取引委員会により貴社（2020 年 3 月 31 日以前は中部電力株式会社。以下同じ。）に対して排除措置命令等が行われたこと自体、ガス事業の健全な発達に対する信頼を著しく損なうものといえる。
・ 貴社は、部長級の職員等が、東邦ガスとの間で情報交換等を長期にわたり頻繁に行い、その中で、両社の受注意向や応札価格水準等を確認し合ったり、受注予定者を決定したりする情報交換等を行っていた案件が複数確認された。
・ 旧一般ガス事業者（ガスの小売全面自由化前において一般ガス事業者であったガス小売事業者及びそのガス小売事業者の地位を承継した事業者をいう。以下同じ。）は、ガス自由化以前には許可制による実質的な地域独占制が認められており、ガスの小売全面自由化がなされた後も依然として各々のエリアにおいて高いシェアを有する者であることに加え、旧一般電気事業者（電力の小売全面自由化前において一般電気事業者であった小売電気事業者及びその小売電気事業者の地位を承継した事業者をいう。以下同じ。）は、都市ガスの原料である LNG の主要な保有者であり、都市ガスの小売供給において旧一般ガス事業者に対抗しうる能力を持ちうる者であることに鑑みれば、旧一般ガス事業者と旧一般電気事業者が、長期にわたり頻繁に情報交換等を行い、その中で、両社の受注意向や応札価格水準等を確認し合ったり、受注予定者を決定したりする情報交換等を行ってきたことは、個別の案件について独占禁止法違反に該当するか否かに関わらず、ガス小売事業に係る適正な競争に対する信頼を著しく害し、ガス事業の健全な発達に極めて大きな支障を及ぼしたと認められる。
・ 貴社は、東邦ガスとの間で現に受注予定者を決定したりするなどの行為を行っていたことも確認されていることから、ガス料金の高止まりを発生させることによって、需要家の利益に直接的な被害を生じさせた可能性が高い。

（行為の不健全性・故意性・過失の程度、組織性・計画性の有無）

・ 貴社と東邦ガスとの間において、長期にわたり頻繁に情報交換等が行われていたところ、貴社においては、その多くが部長等によって行われていたことが確認されており、かつ、そうした情報交換等は、偶発的なものではなく事

前に打合せの機会を調整するなどの準備がなされているものも多い。
・　必ずしも全てではないが、情報交換等の結果や対応方針等について、メール等といった形で社内での情報共有が図られていたり、情報交換等の場に取締役が同席することなどがあったことも確認された。
・　こうした事実を踏まえれば、行為の不健全性や計画性が高く、かつ、組織的な対応が行われていたものと認められる。

（法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制）
・　本件は、長期にわたり不適切な行為が継続して行われていたものであり、その間に社内において監査や内部通報等により是正されたことは確認できないことや、本件について課徴金減免申請を行ったのは公正取引委員会による調査が開始された後であることを踏まえれば、不適切な行為を発見して統制する社内の自浄作用が発揮されていたとは評価できない。
・　貴社も、本件の発覚前から、役職員向けに独占禁止法に関する研修等を実施してきていたところであるが、そうした取組の効果は十分でなかったと言わざるを得ず、長期にわたる不適切な行為を発見・統制できなかった点に鑑みれば、法令等遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分であったものと認められる。

（経営者の法令等遵守に関する認識）
・　本件では、東邦ガスとの間の情報交換等の結果や対応方針等について、メール等といった形で社内での情報共有が図られている場合があったり、情報交換等の場に取締役が同席することがあったことも確認されていることなどからすれば、当時の中部電力株式会社における経営層の法令等遵守に関する意識は極めて低かったものと認められる。

２．命令の内容
（１）他のガス小売事業者と共同して不当な取引制限（独占禁止法第２条第６項に定める不当な取引制限をいう。）及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他のガス小売事業者との間でガス料金（見積額及び応札額を含む。）又は営業方針（受注意向を含む。）に関する情報交換を行わないこと。
（２）今後、上記（１）の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改善計画」という。）を策定の上、事案の内容及び発生原因とともに社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、８月２３日（金）までに書面で報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。
　・　改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
　・　競争関係にある他のガス小売事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前

及び事後の統制を機能させる仕組みを講じること（当該ルールに違反した場合の取扱いを定めることを含む。）。

- 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。
- ガス小売事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他のガス小売事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
- 継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとすること。
- 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リニエンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。

（３）今後１年間、４か月に１度の頻度で、上記（２）の改善計画の実施状況について委員会及び資源エネルギー庁に報告すること。

（４）今後、委員会又は資源エネルギー庁が上記（２）の改善計画及びその実施状況について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること

経済産業省

2024年度
第３回業務委員会
資料№2

「制度設計・監視専門会合」について

令和６年９月30日（月）

第 1 回 制度設計 ・監視専門会合

電力・ガス取引監視等委員会事務局

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

電力・ガス取引監視等委員会の任務（全体像）

- 電力・ガス取引監視等委員会（以下、「電取委」という。）は、**法律に基づき、電力・ガスの適正取引の監視**や、**ネットワーク部門の中立性確保のための規制**等を厳正に実施。
- また、**ガイドラインなどのルール整備**にも取り組む

厳正な取引等の監視

①不適正な行為の監視（報告徴収、立入検査等）

→必要に応じ、事業者への勧告等を行う

＜例＞

- 消費者被害、新規参入者の阻害、取引所におけるインサイダー取引や相場操縦
- 送配電部門による中立性を欠く行為

②料金等の審査

＜例＞

- 託送料金や小売規制料金の審査及び事後評価
- 小売事業者の登録の審査

ルールの建議等

①競争促進や消費者保護のルールづくり

→必要に応じ、経済産業大臣への建議等を行う

＜例＞

- 各種ガイドラインの作成
- 電力・ガス改革の詳細制度設計
- 競争状況の評価や市場活性化策の検討

②広報・消費者保護の取組

＜例＞

- 消費者や事業者向けの周知、相談の受付
- 国民生活センター等との連携
- 世界のエネルギー規制機関との連携

電取委の検証について（2024年2月～6月）

- 2015年9月に発足した電取委は、これまで3期９年が経過。電力・ガスシステム改革に対して、電取委がこれまで果たしてきた役割・活動に関し、2024年2月～6月にかけ、組織の在り方や今後の課題について、検証を行った。



電取委の検証とりまとめ（2024年6月）概要

電取委のこれまでの活動に係る評価

- **中立性･公平性等を適切に担保しつつ、組織として求められる役割を果たしてきた**ものと評価されている。
- 個別事項※においても、制度設計から実行、確認（評価）、見直しといった**PDCAサイクルの適切な実践**や、一定の専門性をもっての**制度議論の実施**、事案把握からの報告徴収や指導・改善計画に向けた建議等における**迅速かつ機動的な対応の確保**といった**電取委の各対応内容につき、期待された役割を適切に果たしてきている**ものとの評価が大宗を占めているところ。

※電力・ガスの小売全面を踏まえた監視・審査の制度改革や、卸電力市場等の 公平性の確保・取引の活性化、送配電関連の制度改革や需給運用の最適化及び大手電力会社等の不正事案への対応等における個別事項についても各論として、検証において整理を行った。

課題

- 電力・ガスに係る制度設計業務、監視業務が更に高難度化していく中で、**電取委における専門性※や機能を今後も継続的に高め、効率的・効果的に活用**していくことが求められる。
- DXや AI 化等も念頭においた上での**各監視・審査業務の最適化※**や、将来的な市場導入などを見据えた**監視対応の在り方の検討**、需要家保護の強化、着実な業務遂行の観点から**電取委と関係機関における各種業務の在り方**等について**更なる検討が必要であるとの評価を受けている**。

※特に、専門性強化、DX推進やAI化等の導入加速等に係る対応検討の必要性については、今般の組織検証において実施した海外規制機関の調査における、電取委と海外の規制機関（FERC、OFGEM など）との比較検証結果でも明らかであり、この点につき同調査の示唆でも明示された。

今後の対応

- 今般、組織運営への反映という観点から、**電取委MVV の一部改訂**を行うとともに、今後の課題事項を整理した上で **2024年度から2026年度にかけて重点的に行っていくべき対応方針を整理した中期方針の策定**、及び **MVV 及び中期方針を実現していくために電取委として必要となる機能強化方針を策定し、これらを踏まえつつ、期待される役割を適切に果たしていく**。

【参考】電取委運営理念（2024年6月）の概要

電取委運営理念（MVV）



【参考】中期方針（2024年6月）の概要

中期方針（対応方針部分抜粋）

①組織における専門性の強化を目指す
イ) 外部人材なども含めた更なる人員増強
ロ) 関係機関との人事交流の検討促進
ハ) 諸外国の規制機関の状況なども参考としつつ、電取委の機能強化方針の策定と当該方針の遂行
②電力・ガスの小売事業に対する監視・審査方法の強化（改善）及び効率化を目指す
イ) リスクチェックなどを通じた小売電気事業者の営業実態の更なる精査と、個別事案などを踏まえた適切な監視方法の見直し
ロ) 電気料金・ガス料金に対する需要家保護の強化（小売事業に係る問い合わせ情報等の DX、事業者が需要家に真に伝えるべき情報内容の再精査など）
③-(1)卸電力市場の監視機能の強化（改善）及び効率化を目指す
イ) 各市場・相対の取引状況に応じた監視業務の恒常的な精緻化、市場間取引に係る監視強化（市場状況に応じたモニタリング項目等の適時見直し、MOUに基づく提供データの活用促進など）
ロ) JEPX など市場運営者の監視機能・体制の強化
ハ) 流動性のある先渡・先物市場の形成促進
ニ) 同時市場の議論を踏まえた効率的な監視体制の在り方の検証
-(2)卸売取引における内外無差別の適正化を目指す
イ) エネルギー情勢と共に変化する卸売取引の実態を踏まえた、内外無差別な卸売の促進（コミットメント対象の整理など）
ロ) 内外無差別の進捗状況を踏まえての経過措置解除基準の検証
④-(1) 電力・ガスにおける託送料金制度の適正性の確保を目指す
イ) 託送料金制度の精緻化（需要側託送料金の在り方や翌規制期間を見据えたレベニューキャップ制度の見直し、発電側課金制度の転嫁状況のフォローアップなど）
ロ) 託送料金の審査機能の強化（更なるデータ整備や第三者機関との連携強 化など）
ハ) 他団体等との連携を通じた制度広報の強化
-(2)需給運用に係る監視機能の強化を目指す
イ) 応札状況や対象電源の推移等、需給調整市場の状況を踏まえた監視ルー ルの見直し
ロ) 需給調整市場監視のデジタル活用による強化と、これに対応するための 監視体制の構築
ハ) 同時市場の議論を踏まえた効率的な監視体制の在り方の検証
⑤電力・ガスの不正事案に係るフォローアップ等の徹底を目指す
イ) 不正事案のフォローアップ対応を通じての適正な競争確保策の更なる深掘り
ロ) 情報漏えい事案に係る各社の改善計画の進捗状況に関するフォロー、必要に応じての制度改定の検討
⑥国内関係機関（JEPX、広域など）、諸外国の規制機関との更なる連携強化を目指す

【参考】監視機能強化方針（2024年6月）の概要

監視機能強化方針（一部抜粋）

① 組織における専門性強化（人材確保・専門性向上等）

- 2023年度機構定員要求結果（総合監査室の設置、定員増）を踏まえた人員確保を進めつつ、組織として継続的な人員増強に向けた対応の実施。
- 電取委において市場監視、事業監査及び制度設計等に従事する専門人材育成に向けて、今後の監査や制度設計に係るノウハウの継承やリスキリングを目的とした新たな研修システムの設計、運用。
- 今後の業務内容を見据えて、必要となる専門性を再整理した上で、これに沿う外部の専門人材の確保（例えば、弁護士・会計士・税理士や、DXやAIなどシステム関連の専門家、データサイエンティスト、アナリスト（データ、金融、エネルギー）、エコノミストなど）の戦略的な推進。
- 組織の専門性向上に合わせて、各施策において議論を行う有識者会合においても、今後推進すべき業務内容（例えば、事業者の内部統制の強化や、システム監査の推進など）に適合する形での、専門性の更なる拡張。

② 市場監視や料金査定等に係るシステムの DX・AI 化の推進

- 監視及び査定等の適切性の向上、業務負荷の軽減の観点から、現在、諸外国の規制機関に比べて整備が遅れる傾向にある電取委の市場監視や料金査定等に係るDX・AI化を活用した各種システム構築に向けて、海外実態調査などを踏まえ、電取委におけるDX・AI化推進に係る工程表などの策定に向けた検討を実施。なお、工程表の策定にあたっては、同時市場など将来的な市場環境の状況を見据えることも重要。
- 電取委におけるDX・AI化推進に向けた組織体制の構築。

③ 適切な予算措置・執行

- ①組織における専門性強化（人材確保・専門性向上等）、②市場監視や料金査定等に係るシステムのDX・AI化の推進に係る予算措置については、諸外国の規制機関の事例なども参考としつつ検討。

④ 組織における権能の在り方

- 電力・ガス事業においては、これを取り巻く事業環境が目まぐるしく変化する状況にあることから、電取委としては、引き続き、現行の権能の範囲内にて、迅速性・機動性を最大限高めつつ、業務に係る実効性を担保していくことを基本とする。一方で、諸外国の規制機関と比較した場合、その権能に差があることは明確であり、今後の電気事業法違反事案の発生状況等　に応じて、新たに追加が必要と考えられる権能（例として、業務停止命令権、犯則調査権など）については、適時検討を行うことが妥当。

⑤ 他機関との有機的な連携

- 電力広域的運営推進機関やJEPXなどの関係機関との人材交流等を中心とした連携を通じての専門性の向上。また、着実な業務遂行の観点から電取委と関係機関における各種業務の在り方に関する検討の実施。

⑥その他（広報ツール拡充や戦略的な広報対応）

「制度設計・監視専門会合」の設置について

- 電取委の下部組織として、「制度設計専門会合」では、**電力・ガス取引に関する競争促進や消費者保護のルールづくりに係る詳細設計について御議論**いただいてきたところ。
- 最近では、①一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討、②電力カルテル事案に係る小売電気事業者に対する業務改善命令に係る改善計画のフォローアップ③自主的取組・競争状態のモニタリング報告、などについても御議論いただいているところ。
- 電取委で行われた組織検証において策定された「電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針」の中で、**昨今の大手電力会社の不正事案を踏まえ、有識者会合の専門性拡張が整理**された。
- これを受け、**「制度設計専門会合」の機能を強化し、ITガバナンスを含めた監視の強化についても御議論いただきたい**。

2024年度
第３回業務委員会
資料№3

2024年9月27日

経過措置指定団地の2024年9月解除及び12月解除予定並びに2025年3月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2023年6月	2024年9月1日	2024年9月1日見込（2024年7月生産動態統計BASE）			2024年12月1日	2024年12月1日見込（2024年7月生産動態統計BASE）			2025年3月1日	2025年3月1日見込（2024年7月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除見込	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−4 2.2%	*0* 0 0 0.0%	*1* 337 5.2%	*0.6%* 2 0.3%	339 4.7%	*0* 0 0.0%	*1* 337 5.2%	*0.6%* 2 0.3%	339 4.7%	*0* 1 0 0.0%	*0* 337 5.2%	*0.6%* 2 0.3%	339 4.7%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−32 18.0%	*0* 0 0 0.0%	*1* 572 8.9%	*3.5%* 21 2.8%	593 8.2%	*0* 0 0.0%	*1* 572 8.9%	*3.5%* 21 2.8%	593 8.2%	*1* 1 2 8.3%	*1* 574 8.9%	*3.2%* 19 2.6%	593 8.2%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−87 48.9%	*6* 2 6 54.5%	*41* 1,599 24.8%	*20.8%* 421 55.5%	2,020 28.0%	*1* 0 1 50.0%	*42* 1,600 24.8%	*20.8%* 420 55.6%	2,020 28.0%	*9* 13 9 37.5%	*38* 1,609 24.9%	*20.3%* 411 56.1%	2,020 28.0%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−1 0.6%	*1* 2 2 18.2%	*19* 570 8.8%	*13.2%* 87 11.5%	657 9.1%	*0* 2 0 0.0%	*17* 570 8.8%	*13.2%* 87 11.5%	657 9.1%	*5* 4 7 29.2%	*18* 577 8.9%	*12.2%* 80 10.9%	657 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−22 12.4%	*0* 0 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.7%	*0* 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.7%	*0* 0 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.7%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−43 24.2%	*1* 1 3 27.3%	*13* 830 12.9%	*15.0%* 146 19.3%	976 13.6%	*0* 0 0.0%	*13* 830 12.9%	*15.0%* 146 19.3%	976 13.6%	*1* 2 2 8.3%	*12* 832 12.9%	*14.8%* 144 19.7%	976 13.6%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−40 22.5%	*0* 0 0 0.0%	*4* 577 9.0%	*2.5%* 15 2.0%	592 8.2%	*0* 2 0 0.0%	*2* 577 9.0%	*2.5%* 15 2.0%	592 8.2%	*0* 0 0 0.0%	*2* 577 8.9%	*2.5%* 15 2.0%	592 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	1 −0.6%	*0* 0 0 0.0%	*0* 337 5.2%	*4.8%* 17 2.2%	354 4.9%	*0* 0 1 50.0%	*0* 338 5.2%	*4.5%* 16 2.1%	354 4.9%	*2* 1 3 12.5%	*1* 341 5.3%	*3.7%* 13 1.8%	354 4.9%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	15 −8.4%	*0* 0 0 0.0%	*10* 1,136 17.6%	*4.1%* 48 6.3%	1,184 16.4%	*0* 0 0 0.0%	*10* 1,136 17.6%	*4.1%* 48 6.3%	1,184 16.4%	*0* 5 1 4.2%	*5* 1,137 17.6%	*4.0%* 47 6.4%	1,184 16.4%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	35 −19.7%	*0* 0 0 0.0%	*0* 216 3.4%	*0.5%* 1 0.1%	217 3.0%	*0* 0 0.0%	*0* 216 3.4%	*0.5%* 1 0.1%	217 3.0%	*0* 0 0 0.0%	*0* 216 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	217 3.0%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	減少率= 7,380 100.0%	−2.4%＞ −178 100.0%	*8* 5 11 100.0%	*89* 6,444 100.0%	*10.5%* 758 100.0%	7,202 100.0%	*1* 4 2 100.0%	*86* 6,446 100.0%	*10.5%* 756 100.0%	7,202 100.0%	*18* 27 24 100.0%	*77* 6,470 100.0%	*10.2%* 732 100.0%	7,202 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

***赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）**

***赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）**

【出典：生産動態統計 ほか】

News Release

電力・ガス取引監視等委員会

令　和　６　年　８　月　８　日
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和５年度第４四半期）

（趣旨）
ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガスの利用率が５０％を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、３年間監視することと整理されています。
上記の整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、令和６年１月から3月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

１．調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者：　５事業者　５供給区域
- 旧簡易ガス事業者：　６８事業者　１２１供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から令和６年１月から３月までの期間（以下「本件対象期間」という。）の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）に係る情報を収集した。

２．調査結果

本件対象期間における、各月ガス小売料金の前月及び前年同月との比較などを行い、検証・確認を行った結果、原料費調整による値上がりはあるが、合理的でない値上げは認められなかった。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　下津
総合監査室長　高橋
担当者：小松、佐藤
電　話：03-3501-1552（直通）

十二　備前日生信用金庫　岡山県備前市伊部千六百六十番地の七
十三　日田信用金庫　大分県日田市中本町三番二十号
十四　相双五城信用組合　福島県相馬市中村字大町六十九番地
十五　新潟大栄信用組合　新潟県燕市分水桜町一丁目四番十四号
十六　鹿児島興業信用組合　鹿児島県鹿児島市東千石町十七番十一号

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、令和六年七月一日から同年十二月三十一日までとする。

○経済産業省告示第百号

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第十九号）別表第一第二表の規定に基づき、旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（令和五年経済産業省告示第百十号）の全部を次のとおり改正し、公布の日から施行する。

令和六年七月一日　　経済産業大臣　齋藤　健

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成28～令和4年度平均
全産業自己資本利益率	9.78	10.75	10.38	9.20	7.55	10.83	12.80	
公社債利回り実績値	0.03	0.13	0.13	−0.01	0.05	0.07	0.44	
自己資本報酬率適用率（β値：0.6）	5.88	6.50	6.28	5.52	4.55	6.53	7.86	6.16 (A)

（事業者の経営状況を反映するための年限　7年）

②他人資本報酬率

平均実績有利子負債利子率(B)	0.77
平均実績有利子負債利子率(B)（格付格差（0.10%）補正後）	0.87

（参考）事業報酬率（(A)×35%+(B)×65%）

需要家数30万戸以上の事業者	2.66
需要家数30万戸未満の事業者	2.72

○経済産業省告示第百一号

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十号）別表第三第二表の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十九年経済産業省告示第百七十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年七月一日　　経済産業大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1～11　［略］	1～11　［略］
12　事業報酬率 規則別表第3第2表の「事業報酬率」は、2.72%とする。	12　事業報酬率 規則別表第3第2表の「事業報酬率」は、3.02%とする。
13・14　［略］	13・14　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

○経済産業省告示第百二号

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）別表第一第二表の規定に基づき、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（令和五年経済産業省告示第百十二号）の全部を次のとおり改正し、公布の日から施行する。

令和六年七月一日　　経済産業大臣　齋藤　健

ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成28～令和4年度平均
全産業自己資本利益率	9.78	10.75	10.38	9.20	7.55	10.83	12.80	
公社債利回り実績値	0.03	0.13	0.13	−0.01	0.05	0.07	0.44	
自己資本報酬率適用率（β値：0.6）	5.88	6.50	6.28	5.52	4.55	6.53	7.86	6.16 (A)

（事業者の経営状況を反映するための年限　7年）

②他人資本報酬率

平均実績有利子負債利子率(B)	0.99
平均実績有利子負債利子率(B)（格付格差（0.10%）補正後）	1.09

（参考）事業報酬率（(A)×35%+(B)×65%）

ガスメーター取付数30万個以上の事業者	2.80
ガスメーター取付数30万個未満の事業者	2.87

○経済産業省・環境省告示第七号

経済産業省組織令及び産業構造審議会令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百三十五号）の施行に伴い、令和六年経済産業省・環境省告示第五号（温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件）の一部を次の表のように改正する。

令和六年七月一日

経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

NEDO水素・燃料電池成果報告会2024

発表No. P2-59

水素社会構築技術開発事業/地域水素利活用技術開発/ 地域コミュニティのグリーン水素を利活用した水素混合LPガス事業

団体名：岩谷産業株式会社、相馬ガスホールディングス株式会社、相馬ガス株式会社

発表日：2024年7月19日

①コンセプト

LPガス＋水素 ▶ 水素需要↗ CO2削減↘ 早期の社会実装

1）民生用LPガス分野における水素利活用、CO_2削減

→既存の導管・ガス機器等に安全に使用できる範囲*1で、LPガスに水素を混合。民生向けに供給。
コミュニティーガス事業*2が主なターゲット。

2）早期の社会実装・実用化

→導管、ガス機器等の交換を必要最小限とすることで、早期の社会実装・実用化を図る。

＊1：NEDO調査事業「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発／水素混合LPガスの供給利用に関する調査」にて水素混合時の安全性評価等を実施。（実施期間：2021年12月～2023年3月）
＊2：コミュニティーガス事業とは、簡易なガス発生設備でガスを発生させ、一の団地（供給地点群）内において70戸（供給地点）以上のガス需要家に対し導管でガスを供給する小売事業を指す。

②目的、目標

- 小規模（80戸）での水素混合LPガス事業の実証
 →安定したガス供給、安全点検、ガスメーターでの計量／料金徴収等
- 事業採算性改善に向けた課題抽出
- 水素混合率向上に関する各種評価、法規制等の課題調査

▼

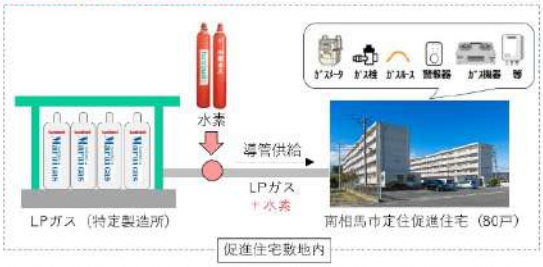
対応策の検討、事業拡大案の作成、関係各所との協議

▼

国内における水素混合LPガス事業の拡大

③福島県南相馬市定住促進住宅での実証事業概要

事業イメージ



実施場所　：南相馬市定住促進住宅
戸数　　：80戸（入居戸数59戸*3）
　　＊3：2024年6月現在
ガス事業者：相馬ガス株式会社

LPガス消費量：約13t/年（2022年実績）
水素混合開始：2025年1月頃を予定
水素混合率：上限10%（15%、20%への増加を検討）
水素消費量：65kg/年≒725m³/年（水素10%時）

実施体制

①岩谷産業株式会社
・水素・LPガス混合設備の製作、設備運営の最適化
・水素混合率増加に向けたガス機器等の改良検討
・ガスメーター器差評価　等

②相馬ガスホールディングス株式会社
・事業拡大、採算性向上案の作成　等

③相馬ガス株式会社
・水素混合LPガス事業の運営・管理
・ガス機器・接続具等の安全性検証

【地域コミュニティにおける実証体制】

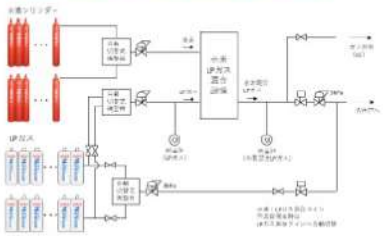
Iwatani　相馬ガスグループ　南相馬市 MINAMISOMA　実証フィールド（促進住宅）の提供　FH2R　FH2Rの水素利用も検討

▼

地域コミュニティでのグリーン水素利活用モデルの実証

④実証事業開始に向けた取組み、ガス組成・物性値

水素・LPガス混合設備（案）



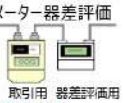
ガス機器、ガスメーター等

水素混合率増加に向けた改良、評価



水素混合率上限10%→15%→20%を計画

実証事業でのガスメーター器差評価



【器差評価案】
1)膜式と超音波式を直列接続
2)石油ガス（LPガス）用と都市ガス用を直列接続*4

取引用　器差評価用

＊4：特定計量器検定検査規則において、
総発熱量90MJ/m3以上：石油ガス用
90MJ/m3未満：都市ガス用 と区分されている。

ガス組成・物性値

		LPG*5	水素混合LPガス		
ガス組成	LPG*5	100%	90%	85%	80%
	H_2	0%	10%	15%	20%
総発熱量(MJ/m³)		103.0	93.9	89.4	84.9
比重		1.58	1.43	1.36	1.28
WI ウォッベ指数		81.8	78.5	76.8	75.1
MCP 最大燃焼速度		40.8	41.9	42.5	43.2
CO2削減率*6		基準	1.4%	2.1%	3.0%

＊5：プロパン95vol%、ブタン5vol%の場合
＊6：発熱量103.0MJにおけるCO2排出量から算出

⑤事業拡大に向けた検討

国内全域での事業化に向けた課題、調査



南相馬市定住促進住宅



全国のコミュニティーガスエリア



全国で使用されているこれらの安全性調査を進める。

大規模エリアでの調査・検討





NEDO助成事業後の計画案

- ～2025年度：実証事業（NEDO助成事業）
 ・南相馬市定住促進住宅での実証：80戸
 ・新規エリアでの事業開始に関する調査・検討
- 2026年度：新規エリアでの工事、供給開始準備
- 2027年度以降：事業開始

連絡先：岩谷産業株式会社　宮代　toshio-miyashiro@iwatani.co.jp
相馬ガス株式会社　佐々木　sasaki.m@somagas.jp

Contact

お問い合わせ

お電話でのお問い合わせ
03-5931-6733

メールでのお問い合わせ
support@hydrogen2024.nedo.go.jp

成果報告会運営事務局

New Energy and Industrial Technology Development Organization. All rights reserved.